

『臨時福祉給付金』・『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します

4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方への影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を、子育て世帯への家計の負担を減らし消費の下支えをするために児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

対象者
住民税の非課税者
※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円
年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

子育て世帯臨時特例給付金

1月分の対象者
児童手当の受給者
※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

《申請方法》

1 申請書	平成26年1月1日時点で、周防大島町に住民票があり、給付金の対象となる方や世帯には、7月上旬に申請書等を送付予定です。
2 申請の方法	申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて申請期間内に、役場福祉課・各総合支所、出張所まで提出または、郵送してください。
3 給付金の受給	支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。 ※口座を持っていない方などは、役場窓口で受け取ることができます。

《ご注意》

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 平成26年1月1日翌日以降に転入された方は、前住所地の市区町村にお問い合わせください。
- 臨時福祉給付金の支給対象者の内、次の方には5千円の加算措置があります。
※高齢基礎年金、障害年金遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当、原爆被害諸手当等の受給者が対象です。

《問い合わせ》

- 申請方法に関するお問い合わせ：福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505
- 制度に関するお問い合わせ：厚生労働省 ☎0570(037)192
↑2つの給付金専用ダイヤル



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。ご自宅や職場などに町や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず福祉課☎0820(77)5505や周防大島幹部交番☎0820(72)0110または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。